

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第375号）

〔 いじめ重大事態に係る再調査報告書部分公開決定審査請求事案 〕

（答申日：令和5年1月26日）

第一 審査会の結論

諮問実施機関（大阪府知事）は、別表1及び2の「公開すべきとした判断した部分」を公開するべきである。実施機関のその余の判断は妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、令和3年3月26日、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（行政文書公開請求の内容）

令和3年3月26日付いじめ重大事態に係る再調査報告書（答申）すべて

- 2 同年4月26日、実施機関は、本件請求に対応する行政文書を「いじめ重大事態に係る再調査報告書」（以下「本件報告書」という。）と特定し、条例第13条第1項の規定により、一部を非公開とする部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、以下のとおり、公開しない理由及び公開しないことと決定した部分を示し、審査請求人に通知した。

（1）ア 公開しない理由

条例第9条第1号に該当する。

特定の個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる。

イ 公開しないことと決定した部分

（内容）

（ア）関係生徒の氏名、日付、SNS上で発言した内容、学業成績に関わること等、個人のプライバシーに関する情報（間接的に特定の個人が識別され得るものを含む。）

（イ）生徒の心情や審議会委員の聴取に対して発言した内容等、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報

（2）ア 公開しない理由

条例第8条第1項第4号に該当する。

府の機関又は国等の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

イ 公開しないことと決定した部分

（内容）

（ア）上記条例第9条第1号の該当箇所全て

（イ）公開することにより、同種の事務事業の目的が達成できなくなるおそれがあると認められる情報

- 3 審査請求人は、同年5月17日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第

68号) 第2条の規定により、実施機関に対して、審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

第三 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消す、との裁決を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

1 審査請求書における主張

(1) 本件の非公開への疑義

少数意見の内容が、ほぼ全て非公開とされている一方、通常秘匿される事項(被害生徒がうつ、PTSD、解離性健忘症で現在も患っていること、留年の言渡しの時期等)が公開されている。実施機関は、被害生徒や保護者の意向に沿う内容のみが公表されるよう情報をコントロールする意図をもって非公開箇所を選定していると思われ、条例上、正当化できることではない。

(2) 条例第8条第1項第4号の該当性

ア 理由の不備

実施機関は、公開しない理由として「公にすることにより、同種の事務事業の目的が達成できなくなるおそれがある」と条例の一部を記載しているだけである。これは、条例第13条第3項に違反し、説明できないような理由で非公開としたことの証左でもある。

イ 報告書という性質

(ア) 本件報告書は、非公開会議の議事録や資料とは異なり、再調査委員会の最終的な結論を記したものである上、情報公開制度で公開されることを念頭に作成されたものである。

(イ) 本件報告書は、第三者である再調査委員会の報告書であり、かつ、概要版がインターネット上で公表されるような比較的公益性の高い事案に関するものであるから、非公開はできる限り避けるべきである。

ウ 少数意見

少数意見が、条例第8条第1項第4号により非公開となる理由は不明である。

委員会の調査報告書について、被害生徒の意に従って非公開となると、関係者が一方的に悪いかのような報告書として公開されることになり、関係者との公平性を著しく欠き、地方公共団体として許されるべきことではない。

(3) 条例第9条第1号の該当性

ア 本件報告書の公開、非公開が被害生徒の意に沿うようになされていること

(ア) 関係生徒の氏名など個人のプライバシーに関する情報

散見される秘匿箇所(1文字)は、氏名を記号に置き換えていると思われるが、置き換えられていてもなお秘匿すべき正当な理由があるのか、疑義がある。

被害生徒が1名であることは公知の事実であるところ、非公開とする正当な理由があるのか、疑義がある。

(イ) 日付

日付について、公開されている箇所が多数見受けられることから、恣意的に非公開箇所

所が選択されている疑いが強い。

(ウ) SNS上の発言

氏名やその他の事項を大幅に非公開としているのに、「SNS」の発言まで非公開にする必要はないと思われる。

(エ) 学業成績に関わること

実施機関は、学業成績に関わることは非公開としつつ、「留年の言渡し（平成28年3月18日）」などは公開しており、非公開箇所は、学業成績に関わることであることとは他の理由で非公開としているのではないかと疑わざるを得ない。

(オ) 個人のプライバシーに関する情報、生徒の心情や審議会委員の聴取に対して発言した内容等一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報

i プライバシー情報が高い事項が非公開とされていない

被害生徒が患っている傷病名等、一般的に秘匿性が高く、通常の情報公開では非公開とされるべきものが多数公開されている。

ii 生徒の心情や生徒の主張

生徒の心情や生徒の主張についても、公開されているものが多い。

iii 加害生徒の心情等

委員会が認定した加害生徒の心情について、公開されている箇所が認められる。

iv 委員会の認定や推認、評価などを本条項で非公開としている可能性

i～iiiとは反対に、原審議会や委員会が認定あるいは推認した箇所を、本条項で非公開としていると思われる箇所が散見される。

イ 小結

本件決定では、極めてプライバシー性が高く通常公開されていないことがないような個人情報非公開とされていないこと、生徒の心情や主張に関する箇所の公開も散見されること、一方で加害生徒の心情等は非公開としていないこと、また委員会の認定や推認と思われる箇所まで本条項で非公開としていること、これらの非公開、公開の別が概要版とほぼ一致することなどから、実施機関は、非公開箇所の選定を、条例第9条第1号の観点ではなく、生徒の意向により行っているものとの疑いが強い。

2 反論書における主張

(1) 理由の不備

部分公開決定の段階でも、弁明書記載の非公開の理由を付することはできたはずであり、これを怠った実施機関の理由不備は明らかである。

また、実施機関は、弁明書においても、なお被害生徒からの反対意見の具体的内容についてまったく触れておらず、条例第8条第1項第4号による非公開理由は不明であり、審査請求人は、十分な反論ができない。実施機関は、被害生徒からの反対意見の概要を明らかにした上で、非公開の理由を弁明すべきである。

(2) 条例第8条第1項第4号の該当性

以下のとおり、条例第8条第1項第4号に該当しないことは明らかである。

ア 本件報告書の公開による被害生徒の心理的な負担が大きいというのであれば、概要版を公表することはなかったはずである。

実施機関が、被害生徒の意向をそのまま容れることは、公開を原則とする情報公開の趣旨に明らかに反するものであり、またかかる被害生徒の意向は保護に値するものではない。
イ いじめ調査委員会（再調査も含む）の調査において、必ずしも被害生徒の意に沿う結論が出るわけではない。

条例第8条第1項第4号のみを理由に非公開とされている箇所については、これを公開したとしても、論理的には、当該箇所が公開されたことを理由に今後の類似の調査を希望する者が躊躇することにはなり得ないはずである。

ウ 被害生徒の非公開の希望は、文部科学省作成にかかる「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）によっても保護されるものではない。

ガイドラインにおいては「調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること」、「可能な限り、事前に調査結果を報告すること」（13頁）とされているが、当然のことながら、被害生徒の意向に沿う内容のみを公表することや、被害生徒の意に反することを公表してはいけない等の記載はない。

むしろ、「いたずらに個人情報等を盾に説明を怠るようなことがあってはいけない」（14頁）とされている。

エ 概要版で被害生徒の病名等、要配慮個人情報も含めて通常に比してかなり詳細が記載されているのは、被害生徒ないし保護者の意向によることは明らかである。

(3) 条例第9条第1号に該当しないこと

ア 公開箇所と非公開箇所の恣意性

(ア) 加害生徒の心情等

加害生徒の心情等が公開されているが、概要版及び本件報告書の記載により、加害生徒が被害生徒と同じ部活の生徒だったことは明らかであり、また被害生徒及び同じ部活だった者には、これらの前後の記載より加害生徒が誰かほぼ特定できるものと思われるため、「個人が特定されない情報」とはいえない。

(イ) 概要版で「既出の情報」の多さ

処分庁が、概要版で被害生徒が公表を希望する情報のみを詳細に記載することによって、報告書においても被害生徒が公表を希望した情報は既出ということで公開されるが、それ以外は個人情報保護を理由に非公開対象となるという方法を悪用して、被害生徒の希望どおりに報告書の公開範囲を設定しようとしたことは明らかである。

イ 特に問題があると思われる部分

(ア) 学業成績に関わること

本件報告書の内容から学業成績についてプライバシー性の高い情報が記載されているとは考えにくいこと、「留年の言渡し」まで公開されていることから、学業成績に関わることを理由に非公開とされた箇所は真には個人情報保護が目的でない可能性が高いと思われる。

(イ) 被害生徒の心情や審議会委員の聴取に対して発言した内容等一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報

概要版でも、被害生徒の心情や主張については、個人情報も含めて相当詳細に記載されている。

加害者の心情等も公開されているところ、加害者の心情等に関する公開部分の内容及

び概要版により既出となっている被害生徒の心情や主張との比較等により、非公開箇所が被害生徒の意に沿わないことを理由に非公開とされていないか検討されたい。

(ウ) 委員会の認定や推認、評価などを本条項で非公開としている可能性

このような箇所に個人情報保護に関わることが書かれているとは考えにくく、かかる箇所は被害生徒の希望による非公開である可能性が高いから、そのほとんどが公開されるべきものと思われる。

(エ) 報告書15頁下から3～7行目について

前後の文脈から、非公開部分に秘匿性が高い情報が記載されているとは考えにくく、被害生徒の意に沿わないことが記載されている可能性が高い。

(4) 京都府のいじめ再調査に係る報告書のホームページ公開用で秘匿されているのは、生徒名や学校名などの固有名詞、具体的な年月日のみである。

これと比較すると、いくら事案が異なるにしても、本件のように、被害生徒及びその保護者（以下「被害生徒等」という。）の意に沿う事実のみを公表することは公平性を欠き不適切である。

3 再反論書における主張

(1) 「部分公開決定通知書における理由欠缺の不備」について

ア 理由欠缺について

実施機関は、本件決定時に「被害生徒からの反対意見の提出があったこと、これにも関わらず公開すると今後の類似の事案で調査の実施を躊躇することになり事務の目的が達成できなくなること」等のような記載すらできなかったことについて、何ら弁明をしていない。

本件決定時における条例第8条第1項第4号による非公開理由の不備は、明白である。

イ 釈明について

(ア) 実施機関は、被害生徒からの反対意見の具体的内容を回答するつもりがないことを、再弁明書においても明らかにした。

被害生徒から反対意見があったこと以外に、非公開とする具体的な説明は一切できていないというのは、被害生徒の了解がないと本件報告書を公開できないというに等しく条例の趣旨に大きく反する。

(イ) 参加人の意見書には、「個人情報を守られず」とあるが、個人情報であれば、条例第9条第1号で保護されているので、条例第8条第1項第4号による非公開を正当化する理由にならない。

次に「『情報をコントロールする意図をもって非公開箇所を選定した』という主張は当たらない」、「本件の非公開は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「いじめ防止法」という。）の趣旨に従ったものである」という意見があるが、詳細な概要版を公表するように要望しつつ、反面、本件報告書の一部の非公開を希望するということは、自分の意にそぐわない情報は非公開にするという不当な「情報をコントロールする意図」があるからにはほかならず、いじめ防止法によってかかる被害生徒の要望が保護されるものではない。

(2) 「条例第8条第1項第4号に該当しないこと」について

弁明書、再弁明書の全趣旨からは、被害生徒の意思に反するから条例第8条第1項第4号に該当すると弁明しているものと解されるが、認められないことは明らかである。

本件決定は、公開により、「事務の目的が達成できなくなり」あるいは「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす」などとは到底認められない。

(3) 「条例第9条第1号に該当しないこと」について

本件においては、実施機関が被害生徒の意向を偏重し、公正性を欠く判断を行っているものと思われ、条例第9条第1号に該当しない事項まで非公開にしている蓋然性は高い。

4 口頭意見陳述における主張

(1) 条例第8条第1項第4号の適用について

条例第8条第1項第4号による非公開について、理由不備は明白であり、実施機関が被害生徒側の意向を基準にしていることは明らかであり、非公開の理由を欠くことは明らかである。

いじめ調査においては、加害生徒らも利害関係人になるところ、被害生徒の意向だけを偏重することは公平性の観点から許されるべきではない。

このような理由で非公開が許されるのであれば、いじめ調査において、加害者あるいは加害者と疑われる人から協力を得られなくなってしまい、今後、同種の調査で著しい支障を来すことになりかねないので、条例第8条第1項第4号に該当する非公開はすべて不適當である。

(2) 条例第9条第1号の適用について

本件報告書はもちろん、ホームページで公開されている概要版においても、被害生徒の機微にわたる非常に詳細な個人情報が書かれているところ、これらの均衡から明らかに非公開にする必要がないと思われる箇所まで非公開にされている。

これは真に個人情報の保護のために同号を理由としているのではなく、被害生徒の希望どおりに公開するという情報をコントロールする意図があり、同号が濫用されていることは明らかである。

(3) 少数意見について

少数意見は、再調査委員会で議論を重ねた結果である。

そうであるにもかかわらず、概要版は、少数意見の内容には全く触れられない1行以下のものになっている。

部分公開された本件報告書においても、少数意見はほとんど非公開で内容が全く分からないような状態になっている。

実施機関に少数意見の内容を非公開にしようという意図があったのは明らかであり、今回の部分公開された本件報告書についても、同じような意図が働いたのではないかというふうに思わざるを得ない。

(4) 以上のとおり、本件報告書の非公開部分の範囲があまりに広く、実施機関の判断は、地方公共団体の判断として、極めて不適切であると考える。

第五 実施機関の主張要旨

1 弁明の趣旨

審査請求人が、令和3年5月17日付けで提起した本件処分に関する審査請求について、これを棄却する旨の裁決を求める。

2 弁明書における主張

(1) 本件の非公開への疑義に対する反論

ガイドラインでは、「調査結果を公表するか否かは、・・・被害生徒・保護者の意向・・・等を総合的に勘案して、・・・特段の支障がなければ公表することが望ましい」とされている。

概要版は、被害生徒等の意向も踏まえ報告書の範囲内で作成しており、被害生徒等の意向に基づいて作成しているものではない。

(2) 条例第8条第1項第4号の該当性に対する反論

ア 「理由があまりに不十分であること」に対する反論

具体的な理由を記載すること自体が、被害生徒の心理的負担となるおそれがあるため、「可能な限り」記載できると判断した理由を示した。

イ 「報告書という性質」に対する反論

行政文書の公開にあたっては、その性質等に関わらず、条例等に則して、また第三者の意見の内容も踏まえて決定するものである。

ウ 「少数意見」に対する反論

被害生徒の意に従って非公開を判断しているとの主張について、第三者意見照会において、被害生徒から反対意見の提出があったところ、実施機関は、その意見の内容から、この反対する部分が公開されると、被害生徒の心理的負担のみならず、今後の類似のいじめ重大事態において、再調査を希望する者が、再調査の実施を躊躇することになり得、いじめの事実関係を明確にし、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護するという事務の目的が達成できなくなるおそれがあると判断し、条例に即して公開部分の決定を行ったものであり、主張は当たらない。

(3) 条例第9条第1号の該当性に対する反論

ア 「本件報告書の公開、非公開が被害生徒の意に沿うようになされていること」に対する反論

(ア) 「関係生徒の氏名など個人のプライバシーに関する情報」に対する反論

氏名を記号等に置き換えていても、記載されている情報の内容によっては、個人が識別されるおそれがあるため、必ずしも当然公表してよい、とは言えない。

(イ) 「日付」に対する反論

審査請求人が指摘する「日付」については、概要版で既にホームページに公表されており、条例第9条第1号の「一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの」に該当しないため公開したのであり、審査請求人の「恣意的に非公開箇所が選択されている疑いが強い」という主張は当たらない。

(ウ) 「SNSの発言」に対する反論

氏名等が公開されていない場合でも、発言内容等により個人が識別されるおそれがあり、条例第9条第1号の「一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの」に該当し、非公開とした。

(エ) 「学業成績に関わること」に対する反論

留年の言渡しは、概要版に記載されている情報であり、条例第9条第1号の「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」に該当しないため、公開することとした。

(オ) 「個人のプライバシーに関する情報、生徒の心情や審議会委員の聴取に対して発言した内容等一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報」に対する反論

i 「プライバシー情報が高い事項が非公開とされていない」に対する反論

概要版には、被害生徒が公表を希望したものについては個人情報に当たるものについても記載しており、当該記載内容は、条例第9条第1号の「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」に該当しないため、公開した。

ii 「生徒の心情や生徒の主張」に対する反論

上記 i に同じ。

iii 「加害生徒の心情等」に対する反論

委員会がいじめの認定に当たって判断している内容であって、なおかつ個人が特定されないため、公開した。

iv 「委員会の認定や推認、評価などを本条項で非公開としている可能性」に対する反論

審査請求人が指摘する記載は、条例第9条第1号の「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」に該当し、非公開とした。

少数意見についても同様である。

イ 「小結」に対する反論

審査請求人は、非公開箇所の選定を、条例第9条第1号の観点ではなく、生徒の意向によって行っているものとの疑いが強い、と主張するが、本件処分において、条例第9条第1号の「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」に該当する記載を非公開としたのであり、審査請求人の主張は当たらない。

3 再弁明書における主張

(1) 「部分公開決定通知書における理由欠缺の不備」に対する反論

情報公開決定通知に当たり、具体的理由を記載すること自体が、被害生徒の心理的負担となるおそれがあるため、実施機関が、「可能な限り」記載することができると判断した理由を示したものである。

また審査請求人は、被害生徒の反対意見の概要程度は明らかにした上で、条例第8条第1項第4号による非公開の理由を弁明するべきであると主張するが、被害生徒から提出のあった反対意見の具体的内容を記載することにより、本件報告書において公開しないことと決定した部分の内容が明らかになってしまうため、弁明書においても反対意見の具体的内容を記載しないこととしたものであるから、審査請求人の主張は理由がない。

(2) 「条例第8条第1項第4号に該当しないこと」に対する反論

以下のとおり、審査請求人の反論には理由がないことは明らかである。

ア 条例第8条第1項第4号の規定に基づき、公開しないことと決定した理由については、

第一に、いじめ重大事態の被害生徒等の意向を全く考慮せず報告書を公開すれば、いじめを受けた被害生徒等に心理的負担を与える蓋然性が極めて高いこと、第二に、そのようなことになれば、今後類似のいじめ重大事態において、再調査を希望している者が再調査の実施を躊躇することとなり得、いじめの事実関係を明確にし、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護するという事務の目的が達成できなくなるおそれがあると判断したこと、第三に、いじめ防止法第3条に規定されている基本理念に則り、いじめを受けた被害生徒の意向を最大限尊重し、判断することが求められていることにある。

イ 条例第8条第1項第4号の規定に基づき公開しないことと決定した理由については、上記アで詳述したとおりである。

ウ 審査請求人は、概要版の作成の際の個人情報の取扱いに関する判断基準と、行政文書の公開請求における公開に関する判断基準を混同していると思われる。

概要版の作成に当たっては、行政文書の公開請求を受けて公開する場合と異なり、本人が公表したいという意向である場合、記載することは可能である。

本件処分においては、概要版に記載している内容については、既に誰でも知り得る情報であることから、公開することとしたものである。

エ 概要版は、大阪府ホームページ等で公表するために、大阪府が、報告書の記載の範囲内で作成したものであり、またその作成に当たってはガイドラインの趣旨に即して、「被害児童生徒・保護者の意向」等も踏まえ適切に判断したものである。

(3) 「条例第9条第1号の該当性」に対する反論

ア 公開箇所と非公開箇所の恣意性

(ア) 「加害生徒の心情等」に対する反論

加害生徒の発言内容等を引用している部分は、条例第9条第1号に規定されている「一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの」に該当するため、公開しないこととしたものである。

いじめ重大事態の被害生徒については、その置かれた立場や心情を鑑み、その情報が「一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの」に該当するかの判断において、いじめ防止法第3条に規定されている基本理念の趣旨に則り、より慎重に行う必要があることは明らかである。

(イ) 「概要版で『既出の情報』の多さ」に対する反論

概要版の作成に当たっては、本人が公表したいという意向である場合、記載することは可能である。このため、概要版には、被害生徒が公表を希望したものについては個人情報に当たるものについても記載している。

実施機関に、被害生徒の希望どおりに報告書の公表範囲を設定しようとする意図は、全くない。

イ 特に問題があると思われる部分

(ア) 「学業成績に関わること」に対する反論

「留年の言渡し」については既に概要版に記載している情報であるため、本件処分において公開することとしたものであるから、審査請求人の主張は理由がない。

(イ) 「被害生徒の心情や審議会委員の聴取に対して発言した内容等一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報」に対する反論

実施機関は、条例の規定に則り適切に判断しており、加害生徒の発言内容等や、委員会がいじめの認定をするにあたって判断している内容について、条例第9条第1号に照らして公開、非公開を判断している。

いじめ重大事態の被害生徒については、その置かれた立場や心情を鑑み、いじめ防止法第3条の基本理念に則り、公開、非公開の判断をより慎重に行う必要があることは明らかである。

(ウ) 「委員会の認定や推認、評価などを本条項で非公開としている可能性」に対する反論
本件請求に対しては、条例等に即し、またいじめ防止法の基本理念に則り、慎重に判断した結果、本件処分を決定したものである。

(エ) 「報告書15頁下から3～7行目について」に対する反論

該当範囲の記載のうち、委員会で被害生徒から聴取を行った事実や、既に概要版に記載している情報は、条例第9条第1号に該当しないため、本件処分において公開することとしたものである。

4 実施機関説明における主張

(1) 条例第8条第1項第4号について

再調査が行われる案件は、学校や教育委員会の調査に納得がいかない、学校に不信感があるという場合のように、被害生徒が、精神的に厳しい状態にあることが多い。そういう中にある被害生徒が、どのような報告書が作成されるかわからない段階で、個人情報に該当しない情報が公開されるとすれば、再調査を考えていても躊躇する可能性は十分にあり、今後の同種の事務の支障になると考えている。

(2) 条例第9条第1号について

個人情報として幅広く非公開としているのは、同時期に学校に在籍した生徒等であれば、容易に被害生徒及び他の生徒を特定できる可能性があるためである。全て個人情報として非公開が認められない場合であっても、条例8条第1項第4号に該当すると考えている。

一方で、被害生徒の病名等、非常にセンシティブと思われる個人情報を公開しているが、そもそもガイドラインには、いじめ調査結果についてはできるだけ公表することが望ましいとあり、本件請求の前に、被害生徒等の意見を十分踏まえ、ガイドラインに沿って概要版を作成している。概要版には具体的な病名等が記載されていることから、本件報告書にある非常にセンシティブな情報であっても、一部は公開している。

(3) 少数意見について

少数意見は、条例第8条第1項第4号に該当するものとして非公開とした。

第六 参加人の主張要旨

1 意見の趣旨

審査請求人が、令和3年5月17日付けで提起した本件処分に関する審査請求について、これを棄却する旨の裁決を求める、との意見を述べる。

2 意見の説明

実施機関が公開箇所決定に当たり「情報をコントロールする意図をもって非公開箇所を

選定した」という主張は、全く当たらない。

いじめ防止法では、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であるとしている。審査請求人が求める公開をすれば、被害生徒が重大な健康被害を被ることは避けられない。さらに、そのようなことになれば、いじめ重大事態において、第三者の調査審議を希望する被害者が、個人情報を守られず、さらなる苦しみを受けるとして、調査実施を躊躇することになりかねない。

被害生徒等は、条例及び大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号）といじめ防止法に則することを求めている。条例に即して公開部分の決定を行い、公平な対処を求めた結果が、公開請求の対象となった行政文書である。

第七 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

(1) 本件報告書の内容について

本件報告書は、再調査委員会が、いじめ防止法第28条第1項に基づく調査で用いられた資料及び調査結果、被害生徒等からの提出資料、アンケート調査を用い、被害生徒等、同級生、教員等に対して個別に聞き取りを行った上で作成したものであり、本文には、資料を引用した内容、関係者から聞き取った内容、再調査委員会が認定した事実、学校の対応の問題点、提言及び再調査委員の意見等が記載されている。

(2) 条例第8条第1項第4号の該当性について

ア 条例の基本的な考え方について

府の機関又は国等の機関が行う反復継続的な事務事業に関する情報の中には、当該事務事業実施後であっても、これを公開することにより同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又は公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすものがある。

本号は、

- (ア) 府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、
- (イ) 公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものに該当する情報については、公開しないことができる旨定めている。

本号の「府又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務」の部分は、府の機関又は国等の機関が行う代表的な事務を例示したものである。

本号の「おそれのあるもの」に該当して公開しないことができるのは、当該情報を公開することによって、「事務の目的が達成できなくなり」、又は「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす」程度は名目的なものに止まらず、具体的かつ客観的なものであり、また、それらの「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性がある場合に限られると解される。

イ 実施機関の主張の当否について

- (ア) 実施機関は、「条例第17条第1項の規定に基づく第三者に対する意見の提出の機会において、被害生徒から反対意見の提出があり」、「その内容から、被害生徒の意見提出にも関わらず、反対する部分が公開されることとなれば、被害生徒等の心理的負担のみならず、今後の類似のいじめ重大事態において、再調査を希望する者が、再調査の実施を躊躇することとなり得、いじめの事実関係を明確にし、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護するという事務の目的が達成できなくなるおそれがある」と主張する。

- (イ) まず、本件報告書が、ア（ア）に該当するか否かについて検討する。

本件報告書は、いじめ防止法第30条第2項に基づき作成されたものであり、いじめ事案の再調査に関する情報であると認められることから、本件報告書は、ア（ア）に該当する。

- (ウ) 次に、本件報告書のうち、被害生徒が公開を反対する部分が、ア（イ）に該当するか否かについて検討する。

この点、条例第17条第1項の趣旨は、公開請求に係る行政文書に第三者に関する情報が含まれる場合、当該文書が一旦公開されると、当該第三者の権利利益を不当に侵害し、回復困難な損害を及ぼすおそれがあるものもあり、第三者の権利利益を不当に侵害するような事態を実施機関のみにおいて常に全て予見できるとは限らず、当該第三者の意見を事前に聴取することを通じて、公開又は非公開についてよりの確な判断を行うことに資するところにある。

当該趣旨からは、被害生徒が提出した反対意見は、下記（3）のとおり、条例第9条第1号の個人情報に該当するか否かにおいて考慮されるべきであり、この点において、実施機関の主張は認められない。

反対した部分が公開されることにより、条例第8条第1項第4号の事務執行支障が生じるか否かは別途、検討する必要があるため、以下に述べる。

- (エ) 実施機関は、反対する部分が公開されることとなれば、再調査を希望する者が、再

調査の実施を躊躇することとなり得ると主張する。

この点、いじめ防止法第30条第2項は、地方公共団体の長が、その必要があると認めるときに再調査を実施するとしており、被害生徒の申出を要件としていないが、再調査を実施するにあたって、被害生徒の申出や任意の協力の有無は無関係とは言えず、反対する部分が公開されるとすれば、再調査の実施を躊躇する可能性はないとは言えない。

しかし、本件報告書の情報を公開するか否かについては、条例に照らして客観的に判断するのが基本である。条例第8条第1項第4号による非公開部分は、2(1)に記載した本件報告書の本文の内容のうち、再調査委員会が認定した事実、学校の対応の問題点、提言及び再調査委員の意見であるところ、その中に含まれる個人情報、下記(3)のとおり条例第9条第1号により保護が図られるものである。

個人情報を除いた当該非公開部分の内容からすれば、被害生徒が公開を望まない場合に、これらを公開することによって、被害生徒が再調査の実施を躊躇し、再調査について任意の協力を得ることが困難になるとしても、事務事業実施のために必要な情報又は関係者の理解、協力を得ることが著しく困難になるという程度は、具体的かつ客観的なものであるとはいえず、また、このことによる当該若しくは同種の事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれの程度は、法的保護に値する蓋然性があるとまでは言うことはできないため、ア(イ)に該当しない。

(オ) よって、本件報告書のうち、被害生徒が公開を反対する部分は、条例第8条第1項第4号に該当しない。

(3) 条例第9条第1号の該当性について

ア 条例の基本的な考え方について

情報公開請求は知る権利を保障するものであるが、個人の尊厳の確保、基本的人権の尊重のために個人のプライバシーを最大限保護するべく、条例第9条第1号は、個人のプライバシーに関する情報に係る公開禁止を定めている。

同号においては、①「特定の個人が識別され得るもののうち一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの」及び②「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」が公開禁止情報とされている。

イ ①「特定の個人が識別され得るもののうち一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの」について

「特定の個人が識別され得るもの」(以下「個人識別情報」という。)には、特定の個人が当該行政文書の情報(氏名、住所等)から直接識別できる情報だけでなく、当該情報からは直接特定の個人が識別できなくとも、他の情報と結びつけることにより、間接的に特定の個人が識別され得る情報が含まれる。

なお、個人識別性の有無の判断に当たり、照合すべき他の情報の範囲については、当該情報が公開されることによって生じるプライバシー侵害の内容や程度、あるいは侵害が発生する蓋然性の程度等に照らし、総合的に検討する必要がある。

照合すべき他の情報の範囲を検討するに、本件は学校内におけるいじめ案件であるから、「他の情報」には部活動の部員、同学年の生徒、その保護者及び学校教員等の関係

者（以下合わせて「関係者」という。）が有する情報も含めて個人識別性を判断するべきである。

この観点からは、以下の（ア）及び（イ）に記載する情報は、個人識別情報に該当し、かつ一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため、個人情報として公開が禁止される。

なお、審査請求人は、「委員会の推認や認定」については公開が相当であると主張するが、本件報告書に記載された情報は、委員会の関係者の心情等の推認や事実認定であるか否かに関わらず、条例に照らして非公開事由に該当するか否かが判断されるものであり、個人情報に該当すると認められるものは、公開が禁止される。

（ア）被害生徒等の特定につながる情報

日付、本人の健康状態、発言内容やSNSへの投稿内容、個人の能力に関する情報、部活動に関する情報及び学校に関する情報等で、関係者が有する事案の発生年月等は、他の情報と結びつけることにより、間接的に被害生徒等が識別され得るため、非公開が相当である。

（イ）関係者の特定につながる情報

関係生徒の仮名、発言内容やSNSへの投稿内容、部活動に関する情報及び学校に関する情報等で、関係者が有する事案の発生年月日等は、他の情報と結びつけることにより、間接的に関係者が識別され得るため、非公開が相当である。

ウ ②「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について

「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、氏名や住所等の個人識別情報を除いても、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがある情報をいう。

個人の権利利益を害するおそれのある情報であるか否かの判断にあたっては、当該情報の性質、第三者との関連性の有無並びにその態様及び程度その他具体的な状況等を十分に勘案して行うものとし、非公開の範囲を必要以上に広げることのないよう留意する必要がある。

この観点からは、以下の（ア）及び（イ）に記載する情報が「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

（ア）被害生徒等及び関係者の心情

被害生徒等及び関係者の人格に密接に関連するため、非公開が相当である。

（イ）再調査委員会の委員の意見

再調査委員会の委員の意見の内容が公にされることにより、被害生徒の名誉感情を損なうと客観的に認められるものについては、非公開が相当である。

（４）本件決定の当否について

以上より、実施機関が非公開とした情報のうち、

ア 別表１記載の各情報は、本件処分においては、条例第８条第１項第４号に該当するとして非公開としていたが、同号に該当しないから、公開することが相当である。

イ 別表２記載の各情報は、本件処分においては、条例第９条第１号及び条例第８条第１

項第4号に該当するとして非公開としていたが、いずれにも該当しないから、公開することが相当である。

ウ 別表3記載の各情報は、本件処分においては、条例第8条第1項第4号に該当するとして非公開としていたが、同号には該当しないものの、条例第9条第1号に該当するため非公開が相当である。

エ その余の情報は、本件処分が妥当であり、非公開が相当である。

3 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求は、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

正木 宏長、魚住 泰宏、井上 理砂子、春名 麻季